

Title	リンガジャティ協定について(1) : 東南アジアのナショナリズム問題の一例としてのインドネシアの独立とオランダとの関係
Sub Title	Linggadjati agreement (I)
Author	矢内原, 勝
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1953
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.46, No.4 (1953. 4) ,p.286(66)- 298(78)
JaLC DOI	10.14991/001.19530401-0066
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19530401-0066

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第8表 貨物自動車販賣先 (昭和26年1~8月)

	普通型車	小四輪車	小型車
	%	%	%
道路上の貨物運送業(A)	29.6	*	*
製造工業	22.2	35.2	25.1
建設工業	5.8	8.1	2.6
農業	2.8	1.5	6.2
林業	5.5	*	*
商業	7.5	29.4	45.0
公務	12.6	15.3	1.7
サービス業	*	2.4	3.0
(A)を除く他の運輸事業	5.8	8.0	12.0
其他(*を含む)	7.7	5.1	4.4
計	100.0	100.0	100.0

(注) 自動車工業會、昭和26年1~8月自動車販賣実績圖表 p. 1 による。尙普通型車の計は、表の數字を計算すると99%となる。

たのに對應して、普通型車(より正確には大型車)は又鐵道に對する競争力を一層強化した。貨物自動車は全體として、需要への適應能力を増したといふべきである。又、貨物自動車がこの様に従前の鐵道輸送の領域にまで喰ひ入つて行く時には、自動車は鐵道と異つて特に小運送を必要としないのが普通であるから、小運送用の輸送手段が不用となり、その面でも前近代的な輸送手段を排除する傾向を持つ事となる。

この様にして、貨物自動車は本來技術的にそなえていてと考へられる所の、地域的にむらなく普及し得るといふ性質が、近時の自動車製造技術の改良や道路の改良によつて次第に表面に

あらわれて來た。貨物自動車は全體的には急速な發達を續けてわが國輸送手段革新の進行を物語るとともに、又各地域へのほぼ平均した普及を示して、從來輸送手段の革新が遅れていた様な地域、すなわちこの稿にいわゆる第二型・第三型の地域においても近代的輸送手段の重要性を大いに加える事になつた。今後この傾向が進んで輸送手段の近代化が促進されるならば、その結果それ等の地域における生産力の向上に寄與する様な一つの刺戟がもたらされて、いわゆる「交通手段の發達による産業の開發作用」が行われて、わが國經濟の地域的構造にながしかの變化がもたらされる事を期待してよいのではあるまいか。

(一九五三—三—一〇)

リンガジャティ協定について(1)

東南アジアのナショナルリズム問題の一例としてのインドネシアの獨立とオランダとの關係

矢内原 勝

- 1 序
- 2 インドネシアの獨立と日本の影響
- 3 イギリス軍の占領期間
- 4 協定成立までの経緯

1. 序

東南アジア地域一帯は第二次大戦後、世界に二つの大きな問題を提出した。即ちナショナルリズムの勃興と、この新しい事態に直面して、嘗ての植民帝國は自らを如何に再編成するかの問題である。ベントン(Benton)が既に一九四七年に正しく指摘しているように、「過去の植民統治の型は破れ、世界政策の傾向は、西歐諸列強によつて東南アジアに確立された政治的支配の弛緩と、新しい主權國家の急速な出現を前提として認めてい

る」のである。東南アジア諸地域は戦前までは、西歐及びアメリカの支配下にあつた。即ちビルマ、マレー及び北ボルネオ、サラワク、プア島(ニューギニア)東部はイギリス領、スマトラ、ジャバア、ボルネオ南部、プア島西部はオランダ領、インドシナはフランス領、フィリピンもまたアメリカに屬していた。これら夫々の植民本國と結合していた東南アジア諸地域が、第二次大戦によりその本國との結合の枠が緩むと共に、政治的、經濟的、社會的獨立を要求して各々独自の活動を開始したのである。第二次大戦後にこれらの民族運動が顯著に活潑化した原因としては次の三つが考えられる。第一に東南アジア諸地域の民族的成熟、覺醒、第二に植民本國の相對的弱體化、第三に日本のこれらの地域に與えた衝撃である。一九四二年、日本軍によるシンガポール陥落に際してロンドン・タイムズは、これは一

リンガジャティ協定について(1)

六七 (二八七)

都市の明渡し以上の何ものかである、これは一時代の終りである、と既に述べている。この事態に對應してイギリスは植民地を徐々に自治領の地位に引き上げながら、しかもブリティッシュ・ユ・コモンウェルスの團結を何とかして保持しようと苦慮しており、中央集權、直接統治、同化主義を特徴としたフランスさへも、インドシナにおいて植民地をインドシナ連邦に形成し、之をフランス同盟の枠内に包攝しようとしている。しかもホー・チミンの反抗は益々激烈化し、フランスのインドシナ放棄さえも云々される迄に至つてゐる。間接統治、原住民を壓迫から保護すること、原住民を原住民の手中に留保すること、を基本的原則とし、その成果を自ら誇つたオランダもこの例に洩れない。洩れないどころではなく、その植民地は、先に挙げた第三の原因、即ち日本の影響の最も強い地方であり、更にその本國はもとも弱體な上にドイツ軍に蹂躪されたために、第二の原因たる植民本國としての力は最も弱いということに歸因して、その植民地はいち早くインドネシア共和國として獨立を宣言してしまつたのである。

ここに探り上げようとするリンガジャティ協定は、この新生したばかりのインドネシア共和國とオランダとの間に、一九四六年十一月十五日に締結された協定であつて、會議の行なわれた共和國領の小村の名をとつてリンガジャティ協定と云われる。別にシニリボン協定とも呼ばれている。この協定自體とこれを廻る事態の中に、冒頭に掲げた二つの問題、ナショナルリ

ムと植民本國の新組織の問題を探究しようとする。このような視角から先ず協定成立までのインドネシア、オランダ双方の動きを歴史的に追つてゆくべきである。

(1) Benson, Wilfrid; Preface. Thompson, Virginia; Labor Problems in Southeast Asia, 1947, vii.

(2) Thompson; op. cit., vii.

(3) モンマケルズによつては多くの本が書かれてゐる。

例へば Coatsman, John; The British Family of Nations, 1950. Soward, F.H.; The Changing Commonwealth, 1950. など。前者によつては三田學會雜誌第四十五卷第六號に私の紹介がある。

(4) フランス植民相は一九四五年四月二十五日に「インドネシアが解放された場合に與へらるべき憲法について宣言した。それによれば、トキン、ラオス、アンナン、カンボヂヤ、交趾シナの五つの植民地はインドネシア連邦を形成する。總督は、自らの選んだ地方大臣によつて補佐される。連邦は制限すべき經濟の自主性を享受する。インドネシア人はフランス同盟を通じてあらゆる民間、軍部の地位に就くことができるのである。(cf. Crocker, W.R.; On Governing Colonies, 1947, p. 60) 地方的自治を原則として認めないフランスにしては、これは大讓歩であり、例外的である。

(5) Meijer, D.H.; Dutch Colonial Policy in Indo-

nesia with Some Indication of Its Aims. Colonial Administration, 1950, p. 63. 及び Furnivall, J.S.; Colonial Policy and Practice, 1948. 勿論オランダの植民政策も時代により變遷して来た。フアン・モウルの著書はブルマにおけるイギリスと、蘭印におけるオランダとの植民政策を比較した好著である。なお(4)のクロッカの著書はアフリカを廻つてイギリスとフランスとベルギーの植民政策を比較してゐる。イギリスとフランスの植民政策(と云へば)を比較したものは、一方的立場から書かれたものではあるが、Stahl, Kathleen; British and Soviet Colonial Systems, 1950. がよい。

(6) Linggadjati Agreement 及び Linggajati Agreement 或は L'accord de Lindagjati 又は Chetion Agreement.

2 インドネシアの獨立と日本の影響

インドネシア共和國の第一の特徴は、その獨立が日本の手によつて與えられたことである。そしてこれは日本降服前後の混乱の中に爲されたのであるが、そのまま既成事實となつて、オランダの執拗な反對にも拘わらず、現在にまで引き繼がれてきているのである。

一九四四年九月に小磯内閣はインドネシアに獨立が認められることを約束した。一九四五年八月八日に當時日本と協定して

いたインドネシア民族主義者、スカルノ (Sukarno) 又は Soekarno)、ハッタ (Mohammed Hatta)、ウニディオニングラット (Wedioningrat) の三人は、寺内南方方面司令長官に招かれてバタヴィアからサイゴンに飛んだ。八月十四日即ち日本降服の前日に、代表達はバタヴィアに歸還した。そしてインドネシア獨立宣言委員會は徹夜の會議の後、インドネシア人民の名において獨立宣言を發表することに決定し、八月十七日十一時に宣言が爲された。日本降服は二十二日になつて始めてジャバの日本軍司令官により公式に發表されたのである。

この獨立宣言を、オランダ人は日本政府がインドネシアに仕掛けた第一の時限爆彈とみている。第二の時限爆彈とは、ジャバ極端分子への日本軍の武器の引き渡しである。しかし第二の時限爆彈の意味は、むしろ日本軍が占領期間中、インドネシア人に施した「アジア人のアジア」という言葉が端的に表現される精神訓練の方が重要であるように思われる。

インドネシア獨立後に活躍してきた民族主義者達は殆んどが所謂戦前派である。インドネシアのナショナリズムの勃興は、一部には日本の宣傳によるが、大部分は日本の影響からは獨立したもの、との評價もある。大東亞共榮圏という看板は、一見植民本國よりの獨立を目指す民族主義者達と手を握ることができそうに見えるが、事實においては大部分の民族主義者達は對日協力を拒否した。當時の對日協力者、スカルノ、ハッタ等も、今日では、あれは本心からではなく方便であつたと述べて

リンガジャティ協定について (1)

六九 (二八九)

いる。この言葉が辯解であるにせよ、何れにしろ日本と、戦前よりのインドネシア民族運動との結合は大體において存在しなかつたとみてよい。日本の傳統的植民政策思想を顧みれば、結合の基礎のなかつたのはむしろ當然である。日本の植民政策においては軍事的及び同化的見地が優越している。この點フランスの植民政策と類似しているのが、フランスのそれは、理性の所有者として人間は出生境遇の差別に拘わらず平等だといふ十八世紀以來の自然法的人間觀に基づいている。之に反して日本の植民政策は、日本國民精神の優越性という非合理的信念に基づく故に、フランスの同化政策よりも更に、民族的、國民的、國家的であり、従つて軍事的支配との結びつきは一層容易であると指摘されている。臺灣、朝鮮において發揮されたこの植民政策思想はインドネシアにおいても同様に發現したらしい。オランダの關領インド副總督であつたファン・モーク (Herbertus J. van Mook) は、「日本の意向を有效ならしめる手段として軍事的力の集中は、政治的宣傳の機關をネグレクトしたわけではない。しかしそれは軍事的干渉のアクセサリとして展開したのであつた」と記している。日本人は、自らが最優秀な民族であるという思想の上に立つた。「他に對してあまりにも侵略的なナショナリズム」は「アジア人のためのアジア」のスローガンにも拘わらず、東南アジアの人々を惹きつけることができなかった。「臺灣、朝鮮、滿洲及び中國における經驗は、東南アジア人に、日本による解放は統治者の變化のみを意

味し、よりよい状態への變化を意味しないことを教えた」とモークは述べている。しかし日本の過去の植民政策について現地人がどの程度の知識をもっていたかは疑問であるし、日露戦争における日本の勝利は、逆にこれらの地域の民族運動に對して大きな刺戟となつたことは一般に認められているところである。しかしとにかく日本民族最優秀の思想と軍事的統治は、現地人を日本から離反させる要因となつたことは首肯できる。嘗て朝鮮、臺灣の民族運動を斷乎として彈壓し、朝鮮議會、臺灣議會設置の運動や要求を拒否した日本も、東南アジア諸地域に對しては大東亞共榮圏というスローガンにより獨立を約束した。しかしこの表面上の獨立援助にも拘わらず、日本が民族主義者と手を握れなかつた根本原因は、植民地支配からの解放者自身が實は帝國主義國であつた、ということである。

しかしそれにも拘わらず、日本の衝撃は東南アジア諸地域のナショナリズム勃興の氣運に火をつけた。それはインドネシアにおいて特に著しい。この原因を整理してみると、第一には、アジア人のアジア、という思想、反西洋、反オランダ帝國主義の思想に一部の者、殊に青年達が共鳴したことである。第二には、之を裏づけるものとして、日本軍が實力を以て西洋人を驅逐し、舊秩序を破壊したことである。嘗てオランダ人の占めていた統治機構の一部はインドネシア人に與えられた。統治者としての日本人はオランダ人よりも拙劣であつたかもしれない。しかしそのことはインドネシア人に從來より責任ある地位

に即かせたことになり、自分達でもできる、アジア人でもできる、という自信を植えつることとなつた。第三に日本軍は、インドネシアの青年達に對して精神訓練ばかりでなく軍事訓練をも與えた。十四歳から、二十五歳迄の青少年は徴集され、軍事教練學校では、彼らは毎日、極悪な白人と見たてられた人形に、しわがれ聲の、非人間的叫びをあげて銃剣の刺突を教えられた、のである。かくして日本の敗北により東南アジア諸地域は政治的混亂と經濟的困窮の中に放り出された。日本は敗北によつて東南アジアを失つたが、西歐にとつてもそれは失われたのである。オランダがインドネシアに戻つて來た時には、日本の反西洋、反植民主義の宣傳はその仕事を完了しており、オランダは、日本の残した厄介極まる時限爆彈に直面することになつたのである。

(1) Vandenhorsch, Arngi. Indonesia. Mills, Lennox A. and Associates; The New World of Southeast Asia, 1949, p. 132.

(2) Wolf, Jr. Charles; The Indonesian Story, 1948, viii.

(3) 矢内原忠雄「軍事的と同化的・日佛植民政策比較の論」『帝國主義研究』三一頁。

(4) それ故に、アフリカの叢林の中で、フランス人官吏の子供がアフリカ人の子供達の學校のクラスの中に坐り、その土地のアフリカ人の先生に教えられる光景もみられるの

page. (F. Crocker: On Governing Colonies, p. 52.

(5) 矢内原忠雄 前掲書 三一五頁。

(6) Mook, H.J. van; The Stakes of Democracy in Southeast Asia, 1950, p. 128.

(7) Ibid., p. 153.

3 イギリス軍の占領期間

日本降服後、インドネシアは何處の軍隊によつて占領されるべきか、可能性は二つ、アメリカとイギリスであつた。實際においては一般の豫想を裏切つてイギリス軍がこの任務にあたることとなつた。インドネシアの民族主義者、特にスカルノがアメリカ獨立戦争、或いはリンカーンに惹かれていたこと、インドネシアの最初の憲法はアメリカを模範としたものであつたこと、などから推して、インドネシア人がアメリカ軍の來ることを歓迎していたかどうかは別として、アメリカ軍の代りにイギリス軍が來たことはインドネシア、オランダ双方から遺憾とされたことは事實である。イギリス軍は突然の戦争終結のために準備不足であり、最初のその軍隊、それも小部隊がジャバに上陸する迄、即ち日本降服後から九月二十九日迄の六週間はインドネシアは眞空状態におかれた。この間に民族主義者達はインドネシア政府の建設に活躍し、日本軍からの武器の受領という、オランダにとつての第二の時限爆彈が仕掛けられたのである。

リンガジャティ協定について (1)

イギリス軍のインドネシア占領は一九四五年九月二十九日から、四十六年十一月三十日まで行なわれたのであるが、その重要な任務は次の二つであつた。即ち、第一には、インドネシアに散在している二八萬三〇〇〇人の日本軍隊の武装解除と本國送還、第二に、二〇萬以上のオランダ及びその他の連合國の戦争捕虜と被監禁者の解放、保護であつた。そしてこれらの任務を遂行するにはイギリス軍は弱體にすぎ、治安維持のため舊日本軍を使用しなければならぬことさえあつたのである。

イギリス軍に對するインドネシア側の非難は、第一にイギリスが海外に多くの植民地をもつ帝國主義國であり、従つて帝國主義の保護者、復活者としてインドネシアの民族的覺醒を抑え、大西洋憲章、國際連合憲章の精神を犯したということ、この思想が事實となつて現われては、イギリスはともかくオランダのインドネシアへの復歸を可能にし、之が實現したこと、であつた。これに對してオランダ側のイギリス軍に對する憤懣は、第一は經濟的問題で、イギリスがインドネシアと競争的地位にある英領マレーの利益を確保するためにインドネシアの復興を妨げたこと、第二は政治的問題で、イギリス占領軍は、インドネシアの非合法的な、日本によつて鼓吹された極端革命分子を支持し、それを交渉の相手として認めたこと、である。この第二の點は、共和國をジャバ、スマトラ、マドラの事實上の權威ある政府として認めたこと、後のリンガジャティ協定の基礎と、更には國連干涉の際の論争點の萌芽を含む。従つて、

七一 (二九一)

このイギリスの處置は、日本に焚きつけられた叛亂分子を正當なインドネシア共和國政府として認めてしまつたもので、後に生じた遺憾な諸事件の禍根であるとしてオランダ側、特にオランダの保守主義者から強く非難されているものである。

オランダの保守主義者、即ち、植民地を維持し、オランダ帝國を國際場裡に強固ならしめようとする思想の代表的人物として、戰爭中オランダ首相であつたヘルブランドイ(P. S. Gerbrandy)がある。彼によればイギリス軍最高司令官マウントバッテン(Mountbatten)は、イギリス軍到着前に、ジャヴァとスマトラの日本軍に即時の無條件降服を命令し、日本人に法と秩序を維持し、インドネシア人を武装解除し、共和國の指導者達を逮捕するよう要求すべきだつたという。イギリスのジャヴァ占領軍司令官クリスティンソン(Sir P. A. Christison)は所謂共和國の指導者との圓卓會議を提案した。これは共和國政府を事實上の政治的權力として認めたことを意味した。之に對しオランダの極東方面軍司令官ヘルフリッヒ(C. E. L. Heitrich)はマウントバッテンに九月二十日に抗議の電報を打つた。しかしマウントバッテンはオランダ政府によつて指摘された範圍においてクリスティンソンの宣言を訂正はしたが、ヘルブランドイの希望したように、共和國政府、即ち彼の見解によれば叛亂軍を粉砕するために急速な軍事的行動が必要だとはせず、反對に、共和國側のハッタと會議するように、モークの腹心であるファン・デル・プラス(Van der Plas)を強制した。

且つオランダ海外領土相ローヘマン(J. H. A. Logemann)はオランダの未來の政策について宣言し、インドネシアの獨立が認められるべき範圍について發表するよう壓迫した。要するにイギリスはオランダ側とインドネシア共和國側とを會談させようとしたのである。之に對しオランダ側、少なくともヘルブランドイは共和國側は日本に鼓吹された叛亂軍であり、従つてオランダと交渉する資格なく、必要もない、軍事力を以て壓迫すればよいとの見解をとつた。これは軍事力優先の典型的植民政策の思想であり、これの現地における代辯者はオランダ軍司令官ヘルフリッヒであつたらしい。之に對してオランダの現地の文官代表者達の態度は政情の混亂も手傳つてか錯綜している。バタヴィアのマウントバッテンのスタッフの中のオランダ代表であつたファン・デル・プラスは一九四五年九月十六日バタヴィア到着の際には、戰爭犯罪人でない限り、(日本)占領中の政治的信念、或いは政治的活動の故にインドネシアにおいて敵對的行動はとられない、という態度をとつた。しかし彼は、ファンリストとテロリスト的方法を用いたスカルノと交渉せず、と附加した。ところが十月四日にはスカルノを含む民族主義者達を會議のために招聘した。スカルノは之を拒否した。そこでプラスはスカルノを強制的に會議に連れてくるよう要求したが、之はイギリス側のクリスティンソンによつて拒絶された。且つ又、オランダ本國政府と現地の副總督ファン・モークはプラスの聲明を拒否したのである。しかしモークは長くこの立場を

守らなかつたと云われる。十月十五日に彼は、スカルノを除外しない如何なる共和國のグループの代表とも交渉することに反對しないと述べた。そして十一月一日にモークはスカルノと會議したのである。オランダ本國政府と、現地側ではヘルフリッヒが之に反對したが、しかし海外領土相ローヘマンはモークを支持した。十二月一日に、ローヘマンは、スカルノ自身ではなくて彼の首相ジャリル(Soetan Sjahrir)との會談を認めた。このようにしてオランダ側は徐々に共和國と會談する方向に動いてきたのである。ヘルブランドイの遺憾とするオランダ側の主張の軟化に、イギリス側の壓迫がどの程度働いていたかは詳らかでない。ヘルブランドイのイギリス批判は中々殿しい。イギリスは自分のアジアの利益が無傷なように、より正確にはその利益になるように動いている。「イギリスは多くの傷からの出血に苦しんでいるが、その同盟者たるオランダは絞め殺されつつある。」しかしアメリカ人は、もしアメリカ軍がインドネシア占領を行なつたならば、その十分な軍事力により日本軍の武装解除、戰爭捕虜の解放はより圓滑に行つたかもしれない。しかしナショナリズムの問題はやはり起つたらう。「このような状況下にアメリカがイギリスより成功したとは思われぬ。」結局イギリスは仕事の性質上必然的に、オランダ、インドネシア双方からうらまれるという貧乏籤を引いたのだということになつている。

オランダとインドネシア共和國、「双方より試みられた妥協

リングジャティ協定について (1)

の努力はイギリスの干渉によつてより容易になり」(11)リングジャティ協定に結實した。しかし共和國との交渉そのものを無用のものとみるオランダの保守主義者にとっては、イギリスは、オランダ本來の政策を壓迫して叛亂軍に對する緩和政策へと偏向させたのである。

- (1) 二十九日というのは異説もある。
- (2) モークによれば、ジャヴァとスマトラのみに一〇萬丁の小銃、二〇〇〇から三〇〇〇の機關銃、多くの爆弾を含んだ何千トンという爆薬があつたとする。Mook: op. cit., p. 193. これらの武器が全部共和國軍隊に渡つたわけではなからかもしれないが、ウォルフが、インドネシア軍の裝備としてあげている「五萬丁の小銃、五〇〇〇以下の小武器、機關銃、自動車、四〇機の零戦(これは疑問)及び爆撃機は多く日本製かもしれない。」Wolf: op. cit., p. 18.
- (3) Mills; op. cit., p. 112. Wolf; op. cit., p. 18.
- (4) Wolf; op. cit., p. 15.
- (5) Ibid., p. 25.
- (6) Gerbrandy; Indonesia, p. 98.
- (7) Ibid., p. 99.
- (8) Ibid., p. 102.
- (9) Ibid., p. 104.
- (10) Wolf; op. cit., p. 28.
- (11) Colliard, Claude-Albert; La Question d'Indo-

4 協定成立までの経緯

リンガジャティ協定は、ある意味では植民本國としてのオランダと、その植民地としてのインドネシアとの政治的關係の改變である。そしてオランダが、この協定に表現されているような立案に到達するまでには數々の段階があつた。その最初は一九四二年十二月六日のウィルヘルミナ女王 (Queen Wilhelmina) のラジオ放送であつた。

これは、オランダ政府がドイツ軍に追われてロンドンに流寓していた時代に、インドネシアの未來の政治形態の問題をとりあげたもので、一種のモモンウェルスの思想のみられる點が注目される。即ち、女王は「未來の(全オランダ王國)會議の勸告を待たずとも、彼ら(オランダ本國と海外諸領土)は、一つのモモンウェルスの方向に向うであらう。これにはオランダ、インドネシア、スリナム及びクラサオが、相互援助の用意は備えながら、内部事情については各地は完全な自立と行動の自由をもつて參加する、ということを見して」いる。戦争が終り、オランダ政府が本國に歸還した後、殆んど労働黨の代議士から成る自由主義的内閣は、この放送の基盤の上に政策を進めようとした。そしてこの線に沿うた計畫は「植民政策の廣汎な改正を約束し、一九三九年來の標準からすれば、革命的な性格のもので

日協力者スカルノとは會議せず、という政策に現われた。かくして「三年後の、オランダの政治的根柢は依然としてインドネシアの尊重にある、という宣言の意に反して、日本降服後、オランダとインドネシアの見解は尙非常に遠いことは明らかであつたのである。

一九四五年十一月十四日にシャリル内閣がインドネシア共和國に成立した。シャリルは、スカルノ、ハッタと異り、日本占領中にも山中に入つて日本軍に對して抵抗を試みた人物である。したがつてオランダの、對日協力者とは會議せず、という主張はその根柢を失つた。イギリス占領軍のクリスティン將軍の指示の下に、十一月十七日に、ファン・モークとシャリルの間に最初の非公式の會議がなされた。しかしこの會議はオランダ軍隊のインドネシア復讐の問題を廻つて決裂した。シャリルは共和國の獨立が認められない中は、如何なる條件の下においても、之に賛成することはできなかった。その後インドネシアにはテロが頻發し、共和國政府は之を鎮壓、統制することができないながらも、テロリストの一派、ペナダ (Penada) (青年極端分子) は共和國政府を支持している、という奇妙な事態を生じた。このような政治的暗礁と社會的混亂の最中に、十二月五日、インドネシア、オランダ間の交渉におけるオランダ側代表者であるモークは本國に行つた。ところが一ヶ月の滞在の後、彼がパタヴィアに歸つて來た時には事態は好轉していた。これは第一には、イギリス政府とオランダ政府とのチェッカーズに

リンガジャティ協定について (1)

あつた」と評價されている。しかしこのウィルヘルミナの放送については、オランダ國內の保守派は異なる解釋を採つていた。ヘルブランドイは、放送中の「戦後に、王國 (Kingdom) を完全な協力の實質的基礎の上に再建することが可能であるう……」という箇所を力點を置いた。彼は、この放送は「その理想は統一された、分割することのできない一王國であり、その構成部分は、歴史的發展の進路に従い、最高の程度の國內統治と自由を享受すべきであることを明らかにした」とする。放送中には「私(女王)は、如何なる政治的統一も、如何なる國民的結集も、その人民の大多數の自發的受容と信念によつて支持されることなしには存在し續けることができないことを知っている」という句がある。この「自發的」という言葉が、後にインドネシア側と種々の問題を起す原因となつた。之に對してヘルブランドイは、この句をハッタその他がしたように、蘭領東インドが一主權國家を構成し、オランダと自發的に條約を交渉することだけを要求したものと解釋するのは非常な誤りだとする。自發的受容云々は現在の状態、政府の現存形態に對する忠誠に對して言及しているのである。それは當時オランダが全力を擧げてドイツ、日本と戦争していたことを思えば明白である。このような状況下に誰が王國の分解を考へるか、というのが彼の論旨である。オランダ國內において解釋の相違があるように、一般的なオランダの政策と共和國側との間にも相違があつた。それは先ずオランダのインドネシアと會議はするが、對

おける會議(第二には、スヘルメルホルン (Schermerhorn) 労働黨政府による、共和國は無視され、信用ないものとされるべきではなく對面して交渉するべきもの、との端緒的認識による)と云われる。一九四六年二月十日に、共和國に對するオランダ政府の政策宣言がなされた。之は、平等と民主的原理に基づくオランダ王國とインドネシアのための統治構造についての宣言であつた。即ち「オランダ政府は……インドネシアの人民は、準備期間を與えられた後、その政治的運命を自由に決定し得る、という見解をとる。」このオランダの宣言とシャリルの妥協についての努力、更にイギリス大使、ケア卿 (Sir Archibald Clark Kerr) の賢明と經驗とが相俟つて交渉は希望をもたれるようになり、新しい提案がなされた。この提案の重要點は、オランダ政府は、共和國政府が事實上連合軍占領地域を除いて、ジャバ及びスマトラに權威を行使していることを認めたこと。兩政府は蘭領インドを連邦自由國家にするために協力するための協定を結ぶこと。この連邦國家は、二月十日の宣言の基本線に沿つて、オランダ、スリナム、クラサオと共に、モモンウェルスの一員となるのである。この提案はインドシナにおけるフランスとヴェトナムの協定にヒントを得たと云われる。オランダの植民政策の模範がモモンウェルスとは云い乍ら、イギリスではなくて、中央集權的色彩の濃いフランスであることは、オランダ植民政策の保守性を示すものと云えよう。

この提案は四月にオランダ政府と共和国代表と非共和国側イ

インドネシア人との間で討論された。そしてジャリルは反對提案を行なつた。彼はインドネシア共和國を、諸島に權威を行使している主權國家としてオランダが認めることが出發點としてみなさるべきであり、その後、すべての事柄についてのオランダ政府との協力、オランダ政府からの援助が歓迎されるであろう、と約束した。この後、モークとジャリルは夫々自國內部からの攻撃に遭いながらも妥協への努力を重ねた。四月の初めにモークはオランダに歸つた。彼の見解は労働黨政府、特に海外領土相、ローヘマンから強力に支持された。しかし、その事情を下院に報告するためにインドネシア旅行から歸還したファン・ポル委員會 (Van Pol Commission) からは強く反對された。委員會の議長はカトリック黨のマックス・ファン・ポル (Max van Pol) である。結局ローヘマンは雄辯を揮つてカトリック黨の疑念を冒して、下院を自己の新しい政策に賛成させることに成功した。ナシヨナリズムの力 (Vitality) を認めなければならぬ。我々はどうしても熱心且つ誠實に (ジャリルの民族主義者のグループと協力し、それによつて協定に到達することを目的としなければならぬ、というのが彼の議論であつた。かくして本國政府の支持を得たモークはバタヴィアに戻り、五月十九日にジャリルに對し新しい提案を行つた。その内容はジャヴァにおける共和國の權威に事實上の承認を與えること、共和國は王國內の連邦インドネシア國家の一部となること、このような國家は、もしそれを選ばなければ、適當な暫時の

期間の後に將來獨立する權利をもつことを理解するものであつた。この提案はオランダ、インドネシア間の妥協をより現實的たらしめたものであつたが、共和國側は未だ不満足であつた。ジャリルは五月十九日のオランダ側提案を拒否し、六月十七日、ジャヴァ、スマトラ兩地における共和國の事實上の權威の承認と王冠の下に参加するのではなくて、むしろ王冠との同盟の形成を主張した。

オランダとインドネシアの交渉の経緯を辿る時、その最初の不一致は、共和國側が、共和國を主權國家として認めることが交渉の出發點であり、その他のことはすべてその後に来る、と主張したことである。これは、自己の足で立てるようになったら獨立を與える、という植民本國側の主張と、獨立を與えられれば自立できるようになる、自立できないのはむしろ本國の束縛によるのだ、という植民地側の反論、即ち從來繰り返されてきた爭論と同性質のものである。繰り返されてきたものに、その不一致は根本的なものであると云えよう。インドネシアの場合は事態は更に進展している、具體的な政治的身分についての議論が生じた。オランダ側は新事態に適應すべく從來の植民本國と植民地の關係を改訂しようとしながらも、やはりインドネシアを王冠の下におこうとする。インドネシアは之に對して、王冠と對等の關係をもとうとする、ここにおいてオランダは協定を主張し、インドネシアは條約を主張するという不

致が生じたのである。更にこのことは領土上の争を來した。オランダは、共和國の支配權は連合軍占領下に屬していないジャヴァとマドラにのみ、事實上あることを認めた。共和國側は、その支配權が全スマトラ、セレベスの大部分その他の島々にもあることを主張したのである。又、オランダ側がインドネシアを連邦國家にしようとしたことも共和國側に反對された。共和國の民族主義者にしてみれば、自己の勢力がジャヴァのみでなくその他の地方にも及ぶことを望んだのは當然であるし、又、オランダの連邦案は、オランダ舊來の「分割し、然る後統治する」という植民政策の、新たな装いの下における復活ではないかと疑われたのである。事實、オランダは共和國との交渉と平行して、ボルネオ、セレベス地方に對しては自己の連邦國家の計畫を順調に押し進め、共和國勢力の牽制に成功しているのである。その努力は一九四六年六月十五日から二十五日までのマリノ會議 (Malino Conference) に表われているわけであるが、この問題はインドネシアにおける連邦主義者と統一主義者の問題と關連して後に述べる。

他方オランダ本國では、五月二十一日にスヘルメルホルン内閣は辭職し、七月二日にカトリック黨、労働黨の連立内閣が成立した。その比率は前者が三〇パーセント、後者が二四パーセントと云われる。モークの強力な支持者、即ち共和國との交渉の支持者であるローヘマンは、カトリック黨のヨックマン (Jonkman) と代つた。しかし内閣の政策は、その政黨勢力の

リンガジャティ協定について (1)

七七 (二九七)

バランスの上から差當つて變化がなかつたようである。カトリック黨そのものの性格は必ずしも右翼ではなかつたらしい。ヘルブランドイは、カトリック黨が社會主義者と連繫したことを憤つている。ヨックマンはカトリック黨ではあるが、モーク、ローヘマンと思想を同じくするステュー (Stuur) の指導的メンバーであつた。

インドネシアでは、交渉の共和國側の立役者、ジャリルが、六月二十七日にタシ・マラカ (Tan Malaka) の一味によつて誘拐されるという事件が起つた。しかしモークは再び交渉を始めた。八月十七日、オランダ議會 (States-General) は將來の交渉においてオランダ政府を代表させるために總合委員會 (Commission General) をつくる法律を制定した。この委員會はヘーグに相談せず、その場で交渉し、協定を結ぶことができるという殆んど完全な權力を與えられた。モークは、それ以前には一々ヘーグに伺いを立てなければならなかつたのであり、その點この委員會の設定は共和國との協定成立を容易にしたと思われる。委員長は前首相、労働黨のスヘルメルホルンであり、そのメンバーには、先に記したモーク反對のカトリック黨のファン・ポル、オランダ船舶會社の前社長、デ・ブル (Felix de Boer)、それにモークも加わつてゐた。即ちこの委員會そのものは連立的性格のものであつたと思われる。委員會は一九四六年九月の末にバタヴィアに到着し、その努力は七週間後にリンガジャティ協定に結實した。共和國、オランダ双

方の間のギャップに橋渡しをした諸要因は次のように指摘されている。一、ケツ(Koets)報告、ケツ博士(Dr.P.J. Koets)を長とする半官のオランダ使節團がジャバ内部を旅行して報告書を提出したが、その内容は共和国に對して非常に友好的であつた。二、オランダの經濟的行詰りの壓迫、三、十一月三十日のイギリス軍の繼續的撤退、四、批判的な世界の輿論、五、委員會とインドネシア側代表との會議の議長を務めたイギリスのキレアン卿(Lord Killearn)の電撃的影響、⁽¹¹⁾が挙げられている。ともあれ、共和国、オランダ間の長い交渉、シャリルとモークの努力は一應このリンガジャティ協定に實を結んだわけである。次にこの協定の内容そのものの検討に移る。

- (1) Wolf; Indonesian Story, p. 32.
- (2) Gerbrandy; Indonesia, p. 62.
- (3) Cf. Ibid. pp. 62, 68.
- (4) Collard; Question d'Indonesie, p. 9.
- (5) Wolf; op. cit., p. 35.
- (6) Mook; The Stakes of Democracy in Southeast Asia, p. 212.
- (7) Ibid., p. 214.
- (8) Ibid., p. 118. and Wolf. op. cit., p. 37.
- (9) Wolf; op. cit., pp. 36, 37.
- (10) Ibid., p. 38.
- (11) Ibid., p. 40.

退屈させられる程である。語彙のうちからこの言葉を完全に削除するや、要請される迄になつてゐるし、又デュルケーム派の社會學者達が歴史といふこの言葉のために場所を空けてゐるとしても、然しその場合もこの言葉を人間に關する様々な學問の最も端に置いたに過ぎないのであつて、人間に關する様々な學問といふ一つの枠のなかにおいて、彼等にとつて合理的分析が可能と思はれること全部を社會學のなかに取纏め、最も表面的であると同時に最も偶然的であると判断した人間についての諸事實を隅に投込んだのであつた。

然し歴史といふこの言葉に對しては逆にその持つ最大の意味が守り持たなければならない。固より歴史といふこの言葉は個人か社會若しくは一時的な危機の描寫か最も永續的な要素の追求かに力點を置くことになつてゐる研究の如何なる方向も前以て制限はしないし、又それ自體のうちに如何なる規定も含んではないのであつて、最初の語原に従へば、「研究する」といふこと以外の何事にも當嵌まらなかつた。歴史といふこの言葉は今から二千年以上も前に人々の口に現はれ、爾來多くの違つた内容を持つて來たが、この點は如何なる國語においても眞に生きた言葉全部の運命であるといふはかなく、若し學問がその發見物の一つ一つに對して新しい呼び名を探さなければならぬといふとしたら、學問の領域において如何に多くの名前が作られ、又如何に莫大な時間の浪費となることであらう。

ギリシヤ人の輝かしいこの呼び方に大人しく忠實に止まりは

故マルク・ブロック教授の歴史理論について

- (12) Gerbrandy; op. cit., p. 94.
- (13) Ibid., p. 90. ⁽¹⁴⁾ Wolf; op. cit., p. 43.

故マルク・ブロック教授の 歴史理論について

遺著「歴史學のための辯明」の
紹介 その一

渡邊 國廣

著者が經濟史家として我が國に紹介されてから既に久しい。本書は同じ著者に依る方法論的反省であり、未完の小著において著者は歴史研究の正しい態度を説かうとするのである。尙本書の梗概並びにその成立事情に關しては既に柴田三千雄氏が「歴史學研究」第一五一號において解説されてゐるから參照を載くこととし、ここにおいては餘りに簡潔な佛語を以て綴られてゐるため一般に理解の非常に困難な本書の全體を逐次忠實に紹介して見たい。

歴史家の選擇。

歴史といふ言葉は非常に古い言葉であり、屢々これに依つて

するが、ケルヴィン卿やランジュヴァンの物理學がアリストテレスの物理學でない如く、今日歴史といふ場合ミレトスのヘカタイオスが書いた歴史ではない。然らば歴史とは何か。

然し問題は長くて嚴格な歴史の定義を確立することを以て解決されるのではない。現に熱心な研究者の誰もが信仰の簡條ともいはるべきそのやうに嚴密な歴史の定義を確定するために絶えず苦しんで來たことはなかつた。寧ろ定義の過度の緻密さは知識に對するあらゆる熱望のうちの最上のものを些かも受入れないのであつて、研究の對象として未だ完全に決定したわけではない學問に對する熱望の微かな動きも研究の範圍を擴大しようといふ意圖も蒙無しにしてしまふ。又定義の有害な危険は明確に限定することの出来る程慎重に取扱はれてゐないことである。例へば邊境の神々の番人が「この學科若しくはそれを扱ふ態度は疑ひもなく魅力があるものかも知れない。然し……それが歴史ではない」といつてゐるけれども、往時の職人組合長が、熟練職人に對して認められた仕事を明文化し、又仕事の一覽表が一旦決定を見たならば、特許状を持つた職人に對してだけそれに従事することを許す如く、確定されたわけではない。とにかく歴史家は無限なしかも混沌とせる現實に直面して自己の道具を適用すべき特別な事項を必然的に區別するやうになつた。そのために歴史家はすべての證據において例へば生物學者の選擇と同一ではなく、歴史家本來の選擇を行なふのであり、正しい選擇に従ふことが歴史を研究する際の眞の態度でも